

子どもの医療費助成制度の拡充

令和6年4月から、18歳以下の子どもの医療費負担が無料となります。

県内の医療機関で、小児特別医療費受給資格証を保険証と一緒に提示して受診すると、窓口負担がなくなります。院外薬局での薬代の負担もありません。

※非紹介加算などの保険外診療、入院時の食事療養標準負担額は除きます。

※県外の医療機関で受診する場合は、町に申請が必要です。

～子どもの医療費助成とは～

子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、子どもの医療費の自己負担分を、本人に代わり県と町で負担する制度です。今までは、医療費の自己負担分の一部を県と町で負担していましたが、令和6年4月からその全額を負担します。

◆小児特別医療費受給資格証(青色の資格証)

現在受給資格証をお持ちの人に、**令和6年3月中旬に新しい受給資格証を郵送します**。手続きはいりません。新しい受給資格証は、4月1日以降にお使いください。

◆学校・保育所等でケガをした場合

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」をご利用ください。(受診時に2～3割の医療費自己負担をお支払いいただくこととなります。)この災害給付制度の対象となる場合は、小児特別医療費助成制度は使えませんのでご注意ください。



問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 ☎ 0859-68-5536

幼児食育教室の開催

離乳食を卒業し、幼児期の食事に移行して間もないころは、どんな味付けにしようか、大人と同じメニューでいいのかと悩むことも多いはず。

会場では、試食をしながら、献立のヒントや食事の形態など、栄養士や保健師が相談に乗ります。

申し込みは不要ですので、ご都合のつく時間にお気軽にご参加ください。

とき	ところ	対象者	教室内容
3月6日(水) 10:30～12:00	パルプラスオン 和室	0～2歳ごろの お子さんがいる ご家庭	・レシピの紹介 ・試食おかず2品(20食限定) ・食事相談
開催時間中なら、 いつでも来場できます。			その他
参加費	申し込み	・試食は1～2歳児が1回に食べる量を目安に提供します。主食をご持参いただくと昼食にすることもできます。 ・この日は子育て支援センターで栄養相談も開催されます。あわせてご来場ください。	
無料	申し込み不要です。		

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 ☎ 0859-68-5536